

中小企業緊急雇用安定助成金

○どんな助成金？簡易チャート

START

直近3ヶ月間の売上高又は生産量が前年同期比で5%以上減少している

NO

前期決算における経常利益が赤字である事と直近3ヶ月間と前々年同期比で10%以上減少している

YES

YES

休業手当(平均賃金の6割以上)等を支給した上で、一時的に従業員を休業させる又は教育訓練を受けさせることができる

YES

助成金がもらえる可能性があります！！

○どのくらいもらえるの？

労働者に支払った休業手当額の**80%**
(一定の要件を満たすと**90%**に！！)



○申請をするために必要なことは？

休業等をさせる前に「実施計画書」や、その内容について労働者と協定を締結した「協定書」等を提出しておく必要があります。